

福岡県公報

平成二十三年三月二十五日
第三千二百三十四号
増刊 ①

目次

教育委員会

福岡県教育委員会事務局職員に福岡市駐在に関する訓令

(教育庁総務課)

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第1号

本庁

出先機関

福岡県教育委員会事務局職員に福岡市駐在に関する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会事務局職員に福岡市駐在に関する訓令

(目的)

第一条 この訓令は、福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）

第二十六条第二項の規定に基づき、福岡県教育委員会事務局職員（以下「職員」といふ。）を福岡市に駐在させ、もって行政の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(駐在場所等)

第一条 駐在させる職員（以下「駐在職員」といふ。）の駐在場所等は次のとおりとする。

る。

区分	駐在場所	所属機関名	担当事務
連絡事務関係	福岡市	福岡県教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課	関係行政機関及び関係団体との連絡事務に関すること。

(指揮系統)

第三条 駐在職員は、所属機関の長の指揮を受けて、その事務に従事する。

(補則)

第四条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十四号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十五日

福岡県選挙管理委員会委員長

藤井克己

二 老人ホームの項中

介護老人福祉施設アイランドシティ 照葉	香椎照葉二 四 三	を
介護老人福祉施設アイランドシティ 照葉	香椎照葉三 四 三	に、
有料老人ホームわじろの郷	和白丘一 一 一 七	を
有料老人ホーム野多目	野多目一 二 八 一	を

改める。

身体障害者療護施設梅香苑

飯塚市大日寺字番匠ヶ原一二二三一

に

社会福祉法人至誠福祉会梅香苑

飯塚市大日寺字番匠ヶ原一二二三番地三

を

身体障害者療護施設わかば苑

福岡市早良区大字石釜三三三二四

に

身体障害者療護施設しあわせの里

福岡市早良区大字石釜三三三二四

を

三 身体障害者支援施設の項中

特別養護老人ホーム第二いづみ苑

” 庄司字和田一九四一

に改め、

特別養護老人ホーム第二いづみ苑

” 庄司字和田一九四一番地一

を

有料老人ホームパレス八幡

” 大蔵三二二一

に

ヴィラノーヴァ大谷

” 天神町二四一

に

ヴィラノーヴァ大谷

” 天神町二番四二号

を

介護老人福祉施設おほし徳菓

” 大橋団地五一

に

有料老人ホーム野多目

” 野多目二二八一

に